

## 西宮市塩瀬支所における複写機利用に関する要綱

### (趣旨)

1. この要綱は、西宮市塩瀬支所における複写機利用に関し、必要な事項を定める。

### (複写の方法)

2. 利用者からの申出に基づき、塩瀬支所の職員が複写機を操作し、複写するものとする。

### (利用制限)

3. 次の各号に該当する場合は、複写機の利用を許可しない。
  - (1) 営利を目的とする場合
  - (2) 利用者が、職員による複写を承認しない場合
  - (3) その他、支所長が利用を不相当と認める場合

### (実費弁償)

4. 複写機を利用する場合、実費弁償費用を利用者から徴収するものとし、その額は、複写枚数1枚につき10円とする。

### (領収書の発行)

5. 実費弁償費用を徴収した際は、領収書(様式1)を発行するものとする。

### 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### (様式1)

| 領収書(控)                               | 領収書                                  |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 様                                    | 様                                    |
| 金 円                                  | 金 円                                  |
| 上記の金額を領収しました。<br>ただし、複写機利用の実費弁償費用として | 上記の金額を領収しました。<br>ただし、複写機利用の実費弁償費用として |
| 年 月 日                                | 年 月 日                                |
| 塩瀬支所保存<br>取扱者 印                      | 西宮市塩瀬支所出納員                           |